

災害時における応急対策の協力に関する業務協定書

千葉市（以下「甲」という。）と千葉県レッカー事業協同組合（以下「乙」という。）とは、災害時における応急対策の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、風雪水害その他の災害（以下「災害」という。）が発生又はそのおそれがある場合における甲の管理する道路等の公共施設（工事施工中等の施設を含む。以下「公共施設」という。）の被災防止、応急対策及び災害復旧に係る業務（以下「災害応急等業務」という。）及び災害対策基本法（昭和36年法律第223号）（以下「法」という。）第76条の6に基づく車両その他の物件（以下「車両等」という。）の移動を実施するため、甲乙間における基本的事項を定め、もって、公共施設の被災防止、機能の確保、早期復旧及び被害の拡大防止に資することを目的とする。

（適用範囲）

第2条 この協定は、災害が発生又はそのおそれがある場合において、公共施設の災害応急等業務及び法に基づく車両等の移動に適用するものとする。

（協力要請）

第3条 甲は、災害応急等業務及び法に基づく車両等の移動の必要があると認めるときは、乙に対し協力を要請することができるものとする。

2 前項の規定に基づき、甲が協力の要請をする場合は、建設局土木部維持管理課から乙に対し行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、各土木事務所等から乙に対し行うことができるものとする。

（協力体制）

第4条 乙は、前条第1項の規定による要請を受けたときは、速やかに災害応急等業務を実施するものとする。

2 乙は、法に基づく車両等の移動を行う場合は、甲が別途発行する「身分証明書」を携帯するものとする。

3 乙は、あらかじめ、甲と協議のうえ、乙の担当業務を定めるなど協力体制を整備するものとする。

4 乙は、前項の協力体制を整備したときは、速やかに甲に報告するものとする。これを変更したときも、また同様とする。

(費用の負担)

第5条 甲の要請により、乙が災害応急等業務及び法に基づく車両等の移動を実施した場合に要する費用は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用の額、支払方法等については、甲、乙協議して別に定めるものとする。

(被害が生じたときの措置)

第6条 乙は、その責に帰すべき事由により第三者に損害が生じたときは、乙の責任において処理解決に当たるものとする。ただし、車両等の移動に際して、車両等に損失が生じた場合は、法第82条の規定により、通常生ずべき損失について、甲が車両等の占有者、所有者又は管理者（以下「占有者等」という。）に補償するものとする。

2 車両等の移動に起因する占有者等との紛争については、甲乙協議の上、解決に当たるものとする。

(有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成27年3月31日までとする。

2 前項の期間満了日の1月前までに、甲又は乙から期間を延長しない旨の申し出がない限り、この協定は、さらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(疑義等)

第8条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙は記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成27年 2月12日